

## 【通勤手当】マイカー通勤者の非課税限度額が11年ぶりに引き上げ! 遡及適用に伴う実務対応を解説

令和7年11月19日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、自動車や自転車などで通勤する従業員(以下、マイカー通勤者)へ支給する「通勤手当」の非課税限度額が引き上げられました。 この改正は令和7年4月1日にさかのぼって適用されるため、令和7年分の年末調整業務で対応が必要となります。

### 非課税限度額の改正内容

今回の非課税限度額の引上げは、マイカー通勤者への通勤手当が対象であり、交通機関や有料道路で 通勤する場合の非課税限度額に変更はありません。

マイカー通勤者に対する非課税限度額(1か月当たり)は、片道の通勤距離に応じて定められており、今回の改正では、次図のとおり「片道10km以上」の区分が増額改正されています。

片道の通勤距離	1ヶ月当たりの非課税限度額	
2km未満	全額課税	
2km以上10km未満	4,200円	4,200円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
55km以上	31,600円	38,700円

この改正後の限度額は、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。例えば、3 月分の通勤手当であっても、給与規程に従った支給日が4月1日以後であれば、改正後の限度額が適 用されます。

### 実務上の注意点

今回の遡及適用により、企業の実務担当者は、主に「令和7年分の年末調整」と「中途退職者等への対 応1で注意が必要です。

#### 1. 年末調整での精算手続き

令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、改正前に既に支払われたものについて、改正後 の非課税限度額を適用した場合に過納となる税額がある場合には、令和7年の年末調整の際に精算 することになります。

#### 1. 中途退職者などへの対応

年の中途で退職した人や死亡退職した人、海外勤務により非居住者となった人など、年末調整計算の 対象外となる従業員については、原則として確定申告によって税額の精算を行うことになります。

また、企業が中途退職者に対し、「給与所得の源泉徴収票」を交付済みの場合で、改正後の限度額適用 によって新たに非課税となる金額があるときは、「支払金額」欄を訂正し、「摘要」欄に「再交付」と表示 した源泉徴収票を作成して再度交付しなければなりません。

今回の非課税限度額の引上げは、特に片道10km以上のマイカー通勤者に利益をもたらす改正です。 令和7年4月1日から遡及適用されるため、課税通勤手当を支給している企業は該当者の有無を確認 しましょう。 経営革新等支援機関推進協議会

記事作成:

お問い合わせ

# 佐園達哉税理士事務所

〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室 TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624